

分担金・拠出金の名称		国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	2,235,622千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国際連合人口基金 (UNFPA)	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 第21回国連総会決議(総会決議2211: 人口増加と経済開発に関する事務総長報告)に基づき、1967年6月、人口分野における諸活動を強化するため設立。リプロダクティブ・ヘルス、家族計画に関する情報やサービスの提供、人口開発分野の支援を実施。日本は、多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動を支援する「インターカントリーなNGO支援信託基金」(日本信託基金(JTF))に対し拠出。 (2) 拠出に当たっての成果目標 母子保健、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画に関する情報やサービスの提供等において最大の国連機関であるUNFPAへの拠出を通じ、人間の安全保障の実現、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献することを目標とする。 また、JTFを通じて途上国国会議員による人口・開発政策に関する議論を支援することで、SDGsの達成の上でも重要な途上国の人口・開発政策の進展に貢献することを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・UNFPAは、4か年の活動計画(ストラテジック・プラン)を定めており、現行は2014-2017年。①リプロダクティブ・ヘルス・サービスの向上、②性教育を含めた思春期の若者、女性への支援、③ジェンダー平等、女性のエンパワーメント等の推進、④人口動態データに基づいた持続可能な開発を柱とし、世界158か国・地域で国別プログラムを策定。政策づくりと実施の両面から、途上国支援を実施。 ・UNFPAでは同戦略に基づいた取組の実績をホームページ上で公開。2014-2016年の主たる実績は次の通り。 -家族計画サービスを5400万人に提供。 -3500万件の意図しない妊娠を予防。 -3340万人の若者にセクシャル・リプロダクティブヘルスサービスを提供。 -危機下にある1600万人以上の女性、少女等にセクシャル・リプロダクティブヘルスサービス、暴力防止に係るサービスを提供。 ・当該機関の取組の成果については、年次報告書の形で加盟各国に配布するほか、ホームページ等で広く一般に向けて発信している。 ・UNFPAは現行の戦略においてもリプロダクティブ・ヘルス・サービス支援を通じ、『SDG3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。』等の目標の達成に貢献。 ・更に現在議論が進められている2018-2022年の活動計画については、保健(SDG3)、ジェンダー平等(SDG5)、格差是正(SDG10)の各ターゲット達成に向けてUNFPAがどのような貢献を成しうるかとの観点を含め議論が進められており、よりSDGs達成への貢献を意識した活動計画を策定する見込み。 (貢献しうるターゲット(例)) 3.1.1 妊産婦死亡率 / 3.1.2 熟練した保健人材の下での出産 / 3.3.1 新規のHIV感染者数 / 5.2.1 パートナーから暴力を受けた女性の保護 / 5.2.6 セクシャル、リプロダクティブ・ヘルス・ケアへの平等なアクセスを確保するための法規制を有する国数 / 11.a.1 国勢調査実施国数 / 16.9.1 出生が登録された子どもの数 ・UNFPAの活動は保健分野のみならず、ジェンダー平等にも関わるところ、幅広い国際機関と連携。 ・例えばジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UNWOMEN)との間では、2013年に共同で、暴力を受けている成人女性や少女のニーズに応えるために必要な支援を実施する共同プログラムを開始し、両機関の特性、比較優位を活かした協力を行っている。 ・UNFPAの活動については、毎年3回開催される執行理事会に成果実績と共に報告されている。日本としても執行理事国の一員として、UNFPAの活動がより具体的な成果につながるよう、執行理事会の場等を通じて働き掛けを行っている。 ・更に、UNFPAの活動計画策定の議論等においても、UNFPAの活動が、SDGsやその他の国際文書(仙台防災枠組、国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン)等の達成に資するよう、働き掛けを行っている。 ・更に外務省幹部とUNFPA幹部との懇談等の場においても、日本の保健政策を説明し、UNFPAの活動が我が国政策の実現においてより一層調和的であるよう働き掛けを行っている(近時:2016年2月、4月濱地外務大臣政務官、7月相星地球規模課題審議官、12月石兼総合外交政策局長) ・このような働き掛けもあり、UNFPAはより成果・実績に基づいた活動を実施していると評価している。 ・2014年にMOPANが行った評価では、成果主義、戦略的な視点、途上国レベルでのモニタリング等において高い評価を受けた。				

	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・当該機関内の独立評価室による評価、及び内部監査室((the Office of Audit and Investigation Services (OAIS))による監査が、直近では2017年6月に執行理事会に報告された。(例年、6月の執行理事会年次会合において、監査の報告が行われている)。 ・上記のとおり、拠出金等の執行状況は6月の執行理事会年次会合において国際機関側から報告されている。同報告をもって、外務本省に対する報告がなされている。補正予算等のイヤマーク拠出については、例年6月頃、UNFPA事務局から残余金の有無を含めた会計報告が外務本省に提出されている。 ・UNFPAの財務状況報告及び活動実績等を踏まえて、執行理事会で議論し、我が国をはじめ各執行理事国から更なるコスト削減や合理化が求められている。特にUNFPAの予算は、他国の拠出金の減少等にともない近年減少しているところ、UNFPA自身も事務局経費の削減を行うなど、より効率的な運営に努めている。 ・UNFPAは成果モニタリングの対象に、組織の効率性に係る事項を掲げ、組織運営の効果・効率性をモニターしている。例えば、プログラムの質の評価、モニタリングの実施率等を精査し、事業運営の効率化に取り組んでいる。 ・更に2015年9月には、資金動員戦略(Resource Mobilization Strategy)を執行理事会に提示し、従来の伝統的ドナーに限らず、民間資金も含めて幅広く必要な資金動員を図る方針を打ち出すなど、組織として財政面の強化に務めている。 ・2014年の国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による評価において、財政のアカウントビリティを図る政策・手続が整備されていることや内部監査を強化したとの点について高評価を受けた。また、外部監査機関である国連会計監査委員会(the United Nations Board of Auditors (BOA))により、適切な監査を行っている。 ・2017ー2018年に実施されているMOPANによるUNFPA評価において、日本はリード国を務めており、MOPANの専門性を活かしつつ、UNFPAの更なる財政の透明化、健全化に貢献する。
II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・UNFPAの活動は、「女性の輝く社会の実現」を目指し、また、災害時を含め女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組み、途上国の持続的な開発を目指す我が国の政策・方針と正に合致する取組を実施しており、我が国政策の実現において非常に重要な役割を担う。 ・米新政権の方針により米国のUNFPA向け拠出金(コア予算)が停止されているなか、大ロドナー国である日本までも拠出を削減・停止すれば、UNFPAの活動に大きな支障を来し、ひいてはセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス(SRH)分野を中心としたSDGs目標達成が困難となる。このような場合、人間の安全保障の下、女性、保健を重視するとの我が国の政策方針自体が国際社会から疑念の目を向けられかねず、ひいては我が国の信用の失墜に繋がる虞が高い。 ・UNFPAの活動は、女性特有のニーズに配慮した開発協力、誰一人取り残さないUHCの達成を目指す我が国の政策「平和と健康のための基本方針」に沿った取組であり、同方針の下、実施されている二国間支援とも相互補完的な関係にある。 ・とりわけ、リプロダクティブ・ヘルスは、性、文化、宗教等に密接に関わり、二国間支援のみでは効果的な実施が困難な分野。このため、長年に亘り、当該分野で活動を積み重ね、現地の知見と信頼を得ているUNFPAと協力する必要がある。 ・日本は34の執行理事国の一つであるが、UNFPAにおける意思決定に一執行理事国以上の発信力を有している。例えば、我が国国会議員グループが人口開発議員会議を東京でG7伊勢志摩サミット前に開催(2016年4月)するとの提案を行った際には、UNFPAとして全面的に協力の意向を示し、資金的拠出に加え、オショティメイン事務局長他幹部も来日し、会議に積極的に参加するなど、我が国の意見を踏まえた協力を行ってきた。 ・また、2016年に行われた特定の支援プログラムの議論においては、我が国のコメントを受けて、実施事業のモニタリングを強化する等の修正をプロポーザルに行うなどされた。 ・オショティメイン事務局長は、2015年～2016年12月までの間に4回訪日。このような訪日の機会、あるいは外務省幹部の出張の機会を捉え、緊密な意見交換を行っている(直近:2016年2月、4月濱地外務大臣政務官、7月相星地球規模課題審議官、12月石兼総合外交政策局長)。 ・このような意見交換を通じ、幹部・要職ポストへの日本人職員採用などの成果があった。 ・上記のとおり、UNFPAの活動は日本の政策方針と合致した活動を行っている。例えばネパール地震(2015年4月)で被災した女性に対し、UNFPAへの協力を通じて、女性のニーズに沿った支援を実施したことは、東日本大震災の経験等を活かした国際貢献の一つであり、我が国の国益にも大いに資するものである。 ・また、2016年にジカ熱が発生した際にも予防に向けた活動を行ったが、これは日本への感染伝播の防止にもつながり、安全保障上も有意義であると言える。 ・上記のとおり、緊密な意見交換の場を通じ、UNFPAに対しては我が国の政策に対する理解促進に努めており、こうした対応が緊急時における協力を繋いでいる。 ・また、日本は執行理事国を務め、組織の意思決定に日本の意向を反映する立場を継続的に確保することにより、国際的議論の動向を踏まえつつ、日本の政策的関心に即した事業の実施を促進するとともに、日本の外交イニシアティブの発揮を図っている。

4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・UNFPAにおいては、日本人職員（専門職以上）が10名。UNFPAの全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合は1.4%である（（2016年12月末時点）。前年同期比の日本人職員数は、13名から10名で推移している。 ・うち意思決定に関与する幹部クラス（Dレベル相当以上）は2016年12月時点で2名であり、アジア太平洋地域を統括する地域事務局長（D2）及び東京事務所長（D1）という要職を日本人が占めている。 － 安川順子アジア太平洋事務局長（D1） － 佐崎淳子東京事務所長（D2） ・このほか、2017年には、大洋州サブリージョナルオフィスの次長（P5）に日本人が採用されるなど、要職で日本人が採用された。 ・当該機関における日本人専門職員の割合は1.4%。我が国の拠出金（コア予算/ノンコア予算）合わせて約4%であるため、更なる日本人職員の増強を実現すべく、累次の機会に働きかけを行っている。 ・日本は、UNFPAの最高意思決定機関である執行理事会の議席を、2007-2021年中3年間（2009年、2014年、2019年）を除いて確保しており、また2015年は同執行理事会の副議長（先進国ドナーグループのとりまとめ）を務めた等、UNFPA及び先進国ドナーグループを含むUNFPA加盟国に対する我が国の発言力・影響力を確保している。 ・2016年10月には、本部人事局長が来日し、人事説明会を開催するなど、当該機関における日本人職員増強に向けて日本に積極的に協力している。 ・在外公館を通じて、事務局幹部や人事部との間で意見交換や申し入れ等を行っている。その他、日本人の採用が好ましい地位（事業運営上、日本の関係者との円滑な協力が求められる部門等）や幹部ポストに空きが出た際には、適切な人材の発掘・マッチングや事務局へ働きかけ等を行い、面接対策や採用・昇進を支援している。
5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: 日本とUNFPA幹部等との協議の際に、日本の政策方針・重点事業分野を伝達、意見交換を行っており、これらも踏まえ、事務局が次年度の事業計画及び予算案を作成する。加盟国代表が出席する執行理事会の前に各加盟国に予算案が配布され、執行理事会において事務局から説明を受け、検討の上、承認している。 DO: 我が国のイヤマーク事業については、3月頃、日本から拠出金が支払われる。当該機関提出の進捗報告書、在外公館による現地視察、当該機関との協議等により、適時適切な事業のモニタリングを行う。また、事業の開会式典への出席、プレスリリースの発出等を通じてビジビリティを確保している。 CHECK: 組織、プログラムごとの内部監査のほか、また、内部監査(OAIS)の他、外部監査(BOA)により、適切な監査を行っている。毎年6月頃、財務報告書を公表。2016年の監査結果は適正と報告された。 ACT: 随時の協議等を通じて、事業及び基金運営の改善を行っている。 ・上記の“ACT”に加え、当該機関の執行理事国として、毎年1、6、9月に開催される執行理事会等の機会を通じて、より効率的な案件選定、事業の実施、基金の運営改善に向けた要改善事項を提示している。
担当課室名	国際保健政策室